



# 弁護士アプリの使い方

33

3・遺産分割方法

弁護士法の規制により、弁護士は相続人委任を受けて裁判官用することができ、他の資格ではどうか

の誰か一人によ  
り書を窓口には  
によって、一  
は株式の換  
動産の処分が  
ができます。

人でも、協議  
持参すること  
定期預金また  
金若しくは不  
または登記等

協議書作成はなかなかかんぱりが必要です。弁護士は、協議書作成に挫折した方から依頼を受けることがよくあります。その場合は、既に相続人のう

い場合、裁判所は、結論がでることになります。ただし、法定分割では、法定的に分割す

所が審判を  
でようやく  
とになりま  
裁判所の審  
相続分で形  
るという判

7・調停の難しさ  
最終的には調停を申し立てるしかないのです  
が、調停も簡単には進みません。次回は遺産分割  
調停の難しさについて述べ

## 遺産分割はどのように解決するか

話し合います。  
1・遺産分割不要?  
遺産分割とは、亡くなられた被相続人の遺産を相続人間で分け合うことを言います。遺産が預金のみの場合は、各相続人の法定相続分に従って当然に分割されます。

でねぎわい遺産分割なくとも各相続人が銀行に自分の法定相続分を請求することで回収できます。

2・遺産分割必要?  
他方、遺産が普通預金だけではなく、定期預金、株式または不動産が含まれている場合、各相続人では何も動かすことができませんので、遺産分割が必要です。この場合、相続人全員の協力が必要になります。

せん、そこで、主に弁護士以外の資格者が利用する手段が遺産分割協議書の作成です。これは、遺産分割の内容を書面にして、相続人全員が署名押印し、相続人全員が印鑑登録証明書を付けることで完成します。この協議書があれば、相続人のう

4・協議書の難しさ  
遺産分割協議書作成に  
は相続人全員の署名押印  
および印鑑登録証明書が  
必要です。相続人が複数  
人いる場合、そのうちの  
数人分を揃えても、最後  
の一人が協力を拒んだ場  
合、途端に頓挫します。  
途中で紛失しても頓挫し

の誰かからの協力が得られないことはほつきません。そこで、裁判所から各相続人に遺産分割調停を申し立てていますから、裁判所に遺産分割調停を申しておられるほかありません。

藤野恵介  
護士会所属、  
市北区梅田1  
345-11

(ふじの・けい  
38歳、梅田  
1-2-2-4  
618-h)

※なお、こじでの記述  
は、あくまでも私個人の  
意見ですので、その点、  
ご了承ください。

の一人が協力を拒んだ場合、途端に頓挫します。途中で紛失しても頓挫します。

ると、裁判所から各相手に呼出状が発送されます。相続人のうちの誰かがこの呼出しに応じない場合または呼出しには応じたが調停がまとまら

藤野恵介（ふじの・けいすけ）  
護士会所属、38歳、梅田市北区梅田1-2-2-345-1618、  
（フ）。主な役職は、大弁門法律相談担当者（一般整理▽交通▽労働）。ビ

（ひすけ）弁護士（大阪弁  
治法律・会計事務所）大阪  
1000号 電話06-6  
<http://uneda-law.jp>  
遺言相続委員会委員、専  
収・遺言相続、家事、債務  
ラティス受講。